

米国環境保護庁、新たな船舶排出基準を提案

こちらは、英文記事「[US EPA proposes new vessel discharge standards](#)」（2020年10月13日付）の2020年11月17日付更新版の和訳です。



2018年12月、署名により **Vessel Incidental Discharge Act** が米国において成立した際、米国環境保護庁には、**2013 Vessel General Permit** の枠組みで定められた排出要求事項と少なくとも同程度に厳格な国の船舶排出基準を新たに定める期間として2年の猶予が与えられました。

2018年12月11日付けの Alert 「[米国環境保護庁、新 VGP 要求事項の導入を延期](#)」もご参照ください。

2020年10月26日、[連邦官報 \(Federal Register\)](#) の中で、米国環境保護庁 (EPA) の「[規則制定案 告示 \(notice of proposed rulemaking\)](#)」が公表されました。これは、Vessel Incidental Discharge Act (VIDA) に基いて要求される商船からの偶発的な排水に係る国の基準を定めるためのものです。規則案には、20を超える種類の機器やシステムに適用される具体的な排出基準のほか、船舶からのあらゆる種類の偶発的な排出により広く適用される一般的な排出基準が詳細に定められています。EPAによると、これが最終的に制定されると、「この新たな規則により、商船界に適用されているつぎはぎ状態の現在の連邦、州、そして地方の各各要求事項が整備され、我が国の海域の保護が強化される」とのことです。

一般的な範囲

VIDAに基づき、2013年 Vessel General Permit (VGP) に取って代わる新たな基準が策定されており、VGPと同様に、規則案は、主として、全長 79 フィート以上の非軍用艦および非娯楽用船舶を対象にするものです。ただし、VGP は、3 海里幅の海域を指す「米国の領海」への排出に適用されるのに対し、規則案は、接続水域の海域への排出に等しく適用されます。

新たな排出基準

一般的な排出基準は、(1) 一般的な運航と保守、(2) 生物付着管理、(3) 油管理という 3 つに分類されます。これらの基準は、その性質上、予防的なものであり、排出への汚染物質の混入と排出量を最小限に抑えるために最適な管理慣行を実践することを要求しています。

具体的な排出基準は、現行の VGP の 27 から 20 に減少しましたが、EPA は対象の排出物の数を大幅に削減したわけではないことに留意することは重要です。むしろ、規則案は、VGP の要求事項を統合または改称して、「明確性を改善し、強制力と実行力を高め、または新たな情報と技術を導入する」ものです。さらに EPA の説明によると、排出基準案の要求事項と VGP の要求事項との間の類似点と相違点は、大きく 3 つに分類することができます。

DISCHARGE STANDARDS LARGELY THE SAME AS THE VGP	DISCHARGE STANDARDS CONSISTENT WITH BUT SLIGHTLY MODIFIED FROM THE VGP	DISCHARGE STANDARDS SIGNIFICANTLY MODIFIED FROM THE VGP
<ul style="list-style-type: none"> • Boilers • Cathodic protection • Chain lockers • Decks • Elevator pits • Fire protection equipment • Gas turbines • Inert gas systems • Motor gasoline and compensating systems • Non-oily machinery • Pools and spas • Refrigeration and air conditioning • Sonar domes 	<ul style="list-style-type: none"> • Bilges • Desalination and purification systems 	<ul style="list-style-type: none"> • Ballast tanks • Exhaust gas emission control systems • Graywater • Hulls and associated niche areas • Seawater piping

求められる対応

現時点では、船舶運航者の対応は何ら必要ではありません。しかし、メンバーの皆様には、規則案に目を通し、自船の運航にどのような影響が生じるかを検討し、詳細な意見を EPA に提出することをおすすめします。[ECM Maritime Services のクライアント・アラート 17-2020](#) もご覧ください。このクライアント・アラートでは、油水界面、バラスト水管理、排ガス用スクラバー、カソード防食、生活排水、生物付着等、船舶運航者が特に関心を持つであろう新たな要求事項が明確にされています。同アラートはまた、規則案の目的上、米国の接続水域は海岸線から 12 海里にわたることが EPA で確認されていることを指摘しています。

規則案は[連邦官報 \(Federal Register\)](#) (Docket No. EPA-HQ-OW-2019-0482) で公表され、パブリックコメントの締め切りは 11 月 25 日とされています。なお VIDA は、EPA に対して、商船からの排水に係る新たな国の基準を策定することを求め、米国海岸ガード (USCG) に対しては、対応する施行規則を策定するよう求めていることを求めています。つまり、新たな排出基準は、USCG がその作業を完了するまで効力が生じることはありません (完了は 2022 年になると見込まれています)。それまでは、[2013 VGP](#) が引き続き有効となります。

本アラートは、*ECM Maritime Services* の承諾を得てクライアント・アラート 17-2020 を転載したものです。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。